

献呈の辞

神奈川大学法学会会長 山田 徹

小原喜雄教授、清水誠教授、萩原金美教授の諸先生は、本年三月末をもって神奈川大学法学部をご退職されました。

小原教授は、国立国会図書館、小樽商科大学、神戸大学にご勤務された後、平成六年四月に本学にご着任され、国際取引法の講義を担当されてまいりました。先生は、わが国における国際取引法の権威であり、日本国際経済法学会常務理事、日本E.C.法学会理事をはじめとする様々な学会で、指導的な役割を果たしてまいりました。特に先生は、専攻する学問分野との関連から国際的に幅広い活躍をなされ、この間、日米文科系学術交流センター副センター長をはじめとする多くのポストにお就きになるとともに、カナダ、ベルギーの諸大学での客員教授をご歴任されました。このようなご活動に裏打ちされた先生の講義は、学生の間でも斬新な知的関心を喚起してまいりました。

清水教授は、東京都立大学に奉職された後、平成六年一〇月に本学にご赴任され、民法の講義を担当されてまいりました。先生はわが国の民法学界の泰斗であり、日本法社会学会の理事などを務めるかたわら、法制審議会部会幹事や学術審議会専門委員あるいは民主主義科学者協会の理事長という要職を占め社会的な活動を続けられました。特に先生は早くから水俣病問題などの公害・環境問題や消費者問題に着目し、わが国の市民社会のあり方につき先駆的な理論的、時評的発言をなさってまいりました。また東西ドイツをはじめとする各国との学術交流にご挺身されたことも、よく知られるとおりであります。本学の学生は、先生のこのようなご体験から、様々な学問的教えを受けたわけでもあります。

萩原教授は、大阪、松山の地方裁判所判事をお勤めになり、その後弁護士活動を続けられた後、昭和五一年四月に本

学にご赴任され、民事訴訟法の講義を担当なさってまいりました。この間、本学の法学部長、法学研究所所長の要職を歴任され、本学の研究・教育の発展に多くの寄与をなされました。同時に先生は、わが国の民事訴訟法研究の分野で主導的な役割を果たし、同法学会理事を勤められました。先生の学界活動で特記されるべき点は、スウェーデンの法制度、法現実の紹介と、それに基づくわが国法曹界への種々のご提案をなさったことであり、該博な知識に基づくユニークなご発言は、多大な学問的、社会的関心を呼んだと承っております。また実務体験を交えた先生のご講義は、学生の間で好評を得てまいりました。

神奈川大学法学会は、今回、諸先生にわれわれの感謝の気持ちを表すために、『神奈川法学』本号（第三七卷第一・第二号）を献呈させていただくことといたしました。

終わりにあたって、諸先生方のご健勝と今後とものご活躍をお祈りする次第であります。

平成一七年（二〇〇五年）一月